

5 環管第 230 号
令和 5 年 7 月 19 日

京都府環境審議会
会長 渡邊 紹裕 様

京都府知事 西脇 隆俊
(公 印 省 略)

水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例及び京都府環境を
守り育てる条例施行規則の一部改正について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 21 条第 1 項及び京都府環境を守り
育てる条例（平成 7 年京都府条例第 33 号）第 33 条第 2 項の規定により、下記事項に
ついて諮問します。

記

- 1 水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和 50 年京都府条例第 33 号）
別表第 1 (1)（有害物質に係る排水基準）の改正について
- 2 京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成 8 年京都府規則第 5 号）別表第 4 の
4（汚水に係る規制基準）及び別表第 5（地下浸透禁止物質）の改正について

【諮問理由】

環境省では、令和4年3月10日付けで環境大臣から中央環境審議会に対して、水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る基準等の見直しについて諮問が行われ、令和5年6月27日付けで中央環境審議会から環境大臣に対して、六価クロム化合物の排水基準及び地下浸透基準の見直しについて答申が行われたところです。

こうした国における基準の見直しとの整合を図るため、水質汚濁防止法の一律基準に代えて適用する排水基準（いわゆる上乗せ基準）を定めている「水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例」（以下「上乗せ条例」という。）及びいわゆる横出し規制対象事業場に対する排水基準や事業場の敷地全体への地下浸透基準を定めている「京都府環境を守り育てる条例施行規則」（以下「施行規則」という。）の見直しについて検討する必要があります。

本件は本府の水質環境に係る汚濁の防止に関する重要事項であることから、上乗せ条例及び施行規則における六価クロム化合物の基準のあり方について、水質汚濁防止法第21条第1項及び京都府環境を守り育てる条例第33条第2項の規定により、貴審議会の意見を求めるものであります。

令和5年7月20日

京都府環境審議会環境管理部会長 様

京都府環境審議会 会長 渡邊 紹裕
(公 印 省 略)

京都府環境審議会諮問事項の付議について

令和5年7月19日付け5環管第230号で京都府知事から諮問がありました、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例及び京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正については、京都府環境審議会運営要領第4条の規定により、環境管理部会に付議します。